

事 号 外  
令和 8 年（2026 年）3 月 2 日

区 長 各 位

飯山市長 江沢 岸生

令和 8 年度飯山市共同集会施設改修等整備事業補助金のご案内  
(今年が最終年度です)

時下、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から市政運営に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「飯山市共同集会施設改修等整備事業補助金」につきまして、令和 8 年度の募集を下記のとおり予定（新年度予算案に上程）しておりますのでご案内申し上げます。

ご不明な点等ございましたら担当課までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

1 募集期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から募集を開始します。

なお、募集にあたっては次のとおり 3 回の期限を設けます。工事の着手は交付決定後になります。

- (1) 第 1 回期限 令和 8 年 5 月 1 日（金）、 交付決定日 5 月中旬
- (2) 第 2 回期限 令和 8 年 7 月 1 7 日（金）、 交付決定日 7 月下旬
- (3) 第 3 回期限 令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）、 交付決定日 1 0 月下旬

2 補助内容、交付申請に必要な書類等

別紙「令和 8 年度飯山市共同集会施設改修等整備事業補助金のご案内」をご覧ください。

3 その他

令和 5 年度から「命綱固定アンカー設置工事に要する経費」を補助対象として追加したため、既に補助金の活用実績のある区にも当該工事の補助対象となる場合がございます。詳しくはお問合せください。

飯山市 総務部 事業戦略課 地域協創係 電 話： 0269-67-0724（課代表） 電子メール： senryaku@city.iiyama.nagano.jp
--

# 令和8年度 飯山市共同集会施設改修等整備事業補助金のご案内

＜今年が最終年度です＞

- 飯山市では、地域コミュニティの機能を高め、持続可能な集落活動を推進するため、集落（区）が行う共同集会施設の改修等に対し、補助金を交付します。
- この補助制度は令和4年度にスタートし、令和8年度までの事業です。

## 1 補助対象経費、補助対象となる建物及び補助限度額 [令和5年度から区分2と区分3を追加]

区分	補助対象経費 ④	補助対象建物 ⑥	補助限度額
1	施設改修工事に要する経費	共同集会施設	300万円
2	命綱固定アンカー設置工事に要する経費	共同集会施設	50万円
3	命綱固定アンカー設置工事に要する経費	付属建物	1棟につき20万円

- 補助対象経費は上記の表の各区分につき5万円以上となるものに限り、ます。
- 補助金の交付は上記の表の各区分につき1回限りです。
- 複数の区分でご希望がある場合には、区分毎に年度を分けて申請することも可能です。

### ④ 補助対象経費

工事の区分	内 容
施設改修工事	① 屋根の補修、塗装 ② 軒天、雨樋、雪止めアングルの補修 ③ 落雪型屋根への改修 ④ 外壁の補修、塗装、壁材張替 ⑤ 基礎、柱の補修 ⑥ 間取りの変更 ⑦ 床、内壁、建具、畳、照明器具等の補修・交換 ⑧ トイレ改修（洋式化、多目的トイレの設置等） ⑨ バリアフリー化（段差解消、手すりや自動昇降機の設置等） ⑩ 公衆無線 LAN 整備 ⑪ 冷暖房設備（固定式のものに限る。）の新設・改修 ⑫ 給排水設備の新設・改修 ⑬ 耐震化工事（設計含む。） ⑭ 外構工事（駐車場舗装、側溝、手洗場、消融雪設備、花壇の設置等） ⑮ その他当該建築物の持続可能性向上に効果的な工事として市長が認めるもの
命綱固定アンカー設置工事	命綱の一端を固定するために既存の建築物の屋根に堅固に固定する金具その他これに類する設備を設置する工事

- 原材料費や備品の購入のみの場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

### ⑥ 補助対象建物

建物の区分	内 容
共同集会施設	区が公会堂又は公民館等として公共的に日常使用することを主たる目的とした建築物（複数ある場合には原則としてそのうちの1棟を対象）
付属建物	区が物置又は倉庫として公共的に日常使用することを主たる目的とした建築物

- 共同集会施設・付属建物いずれも既存のものが補助対象となります。（新築は対象外）
- 建物の所有者が県や市などの場合であっても、当該所有者との協議により改修可とされた場合には補助対象となります。また、複数の集落（区）が共同で利用する場合（将来にわたり利用が見込まれる場合も含む。）も補助対象となります。

## 2 補助率

世帯数	補助率
10世帯以下	9/10
11世帯以上～25世帯以下	4/5
26世帯以上～50世帯以下	2/3
51世帯以上	1/2

- 補助率は、上記の表のとおり集落（区）の世帯数により異なります。
- 世帯数は、補助金を申請する年の1月1日現在の数（市への報告数値）です。
- 補助金額は、補助対象経費及び建物の区分毎に次の計算式により算出します。  
**補助対象経費 × 補助率 = 補助金額**（千円未満切捨て・補助限度額は前ページ参照）

## 3 補助金交付申請の期限（令和8年度）

第1回 5月1日（金） | 第2回 7月17日（金） | 第3回 10月16日（金）

## 4 補助金交付申請の際にご用意いただく書類

書類	備考
① 交付申請書（様式第1号）	必要事項を記入の上区長印を押印
② 工事予定箇所の現況写真	箇所毎に最低1～2枚
③ 施工業者の見積書	工事毎の内訳と金額の記載があるもの（コピー可）
④ その他必要書類（設計図等）	必要に応じてご用意いただく場合があります。

- 上記①から③（必要に応じて④）までを各1部ご用意ください。
- 交付決定後の手続、注意事項等については、交付決定後にご案内します。

## 5 注意事項

- ① 交付申請前に、事業費（見積額）、事業内容、工期、支払いスケジュール等について区関係者や施工業者と確認・調整をお願いします。なお、原則として交付決定後に補助金の増額はできませんのでご注意ください。
- ② 交付対象事業は、交付決定のあった日の属する年度の3月末までには全て完了するようになしてください。年度をまたいで同一の補助事業を実施することはできません。
- ③ 令和4～7年度に共同集会施設改修工事（共同集会施設への命綱アンカー設置工事を含む。）に係る補助金の交付を受けた区にあっては、同年度時点で交付対象となった経費及び建物以外について令和8年度において前ページの1の表の区分に従い補助金の交付を申請することができます。詳しくはお問合せください。

## 6 お問合せ・申請受付

飯山市 総務部 事業戦略課 地域協創係  
電話：0269-67-0724（課代表）  
電子メール：senryaku@city.iiyama.nagano.jp



(様式第1号) (第4条関係)

飯山市共同集会施設改修等整備事業補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長

あて

申請者 住 所  
区 名  
区長名

印

飯山市共同集会施設改修等整備事業を下記のとおり実施したいので、補助金を交付してください。 円

1 建築物の所在地

(1) 共同集会施設 飯山市 \_\_\_\_\_

(2) 付 属 建 物 飯山市 \_\_\_\_\_

2 事業内容及び事業費

(1) 施設改修工事

事業内容 (箇所、内容、数量等)	事業費 (円)
計	

(2) 命綱固定アンカー設置工事

建築物	事業内容 (箇所、内容、数量等)	事業費 (円)
共同集会施設		
附属建物		

3 交付申請額の内訳

補助対象経費	建築物	交付申請額 (円)
施設改修工事	共同集会施設	
命綱固定アンカー設置工事	共同集会施設	
	附属建物	
計		

(備考) 交付申請額は、補助対象経費及び建築物の区分毎の事業費に補助率を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。

4 工期

(1) 着工予定年月日 年 月 日

(2) 完成予定年月日 年 月 日

(添付書類) 見積書及び設計図等その他市長が必要と認める書類